

○総務省令第九十一号

航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）第二条第三項及び第二条の二第三項並びに地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十条の二の二第九項の規定に基づき、地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月五日

総務大臣 村上誠一郎

地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令

（地方税法施行規則の一部改正）

第一条 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>附則 (軽油引取税の課税免除の特例) 第四条の七 [略]</p> <p>[2~5 略]</p> <p>6 政令附則第十条の二の二第九項の表に規定する公共の飛行場で総務省令で定めるものは、新千歳空港、旭川空港、釧路空港、帯広空港、函館空港、女満別空港、青森空港、仙台空港、秋田空港、成田国際空港、東京国際空港、新潟空港、富山空港、小松飛行場、静岡空港、中部国際空港、関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港、出雲空港、岡山空港、広島空港、山口宇部空港、高松空港、徳島飛行場、松山空港、高知空港、福岡空港、北九州空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、奄美空港、那覇空港、宮古空港及び石垣空港とする。</p> <p>[7~13 略]</p>	<p>附則 (軽油引取税の課税免除の特例) 第四条の七 [同上]</p> <p>[2~5 同上]</p> <p>6 政令附則第十条の二の二第九項の表に規定する公共の飛行場で総務省令で定めるものは、新千歳空港、旭川空港、釧路空港、帯広空港、函館空港、女満別空港、青森空港、仙台空港、秋田空港、成田国際空港、東京国際空港、新潟空港、富山空港、小松飛行場、静岡空港、中部国際空港、関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港、出雲空港、岡山空港、広島空港、山口宇部空港、高松空港、徳島飛行場、松山空港、高知空港、福岡空港、北九州空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、奄美空港、那覇空港、宮古空港及び石垣空港とする。</p> <p>[7~13 同上]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(航空機燃料譲与税法施行規則の一部改正)

第二条 航空機燃料譲与税法施行規則(昭和四十七年自治省令第二十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表第二(第四条関係)

空港の区分	率
<p>[略]</p> <p>稚内空港、函館空港、紋別空港、大島空港、神津島空港、三宅島空港、新潟空港、小松飛行場、鳥取空港、美保飛行場、出雲空港、石見空港、松山空港、杵岐空港、宮崎空港、屋久島空港、喜界空港、粟国空港、北大東空港、石垣空港、波照間空港、与那国空港</p>	○・八

改正前

別表第二(第四条関係)

空港の区分	率
<p>[同上]</p> <p>稚内空港、函館空港、紋別空港、大島空港、神津島空港、三宅島空港、新潟空港、小松飛行場、鳥取空港、美保飛行場、出雲空港、石見空港、松山空港、杵岐空港、宮崎空港、屋久島空港、喜界空港、粟国空港、北大東空港、新石垣空港、波照間空港、与那国空港</p>	○・八

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。